

平成21年11月13日

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁経営課長
木材産業課長
木材利用課長
計画課長
整備課長
研究・保全課長

集約化施業の加速化及び林業の雇用創出に向けた取組の推進について

日頃から、森林・林業行政に御理解・御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、林野庁では、森林資源の成熟化を踏まえ、木材利用の積極的な推進による地球温暖化防止、循環型社会の構築に寄与していくため、今後、施業集約化と路網整備の推進により効率的な施業に転換し、搬出間伐の推進に取り組んでいくこととしております。

具体的には、施業実施箇所が小規模、分散し、森林整備事業に取り組む事業体のうち集約化施業の割合が約1割である現状から、3年後の平成24年度には、集約化施業の割合を10割に引き上げ、補助対象を集約化施業に限定していくこととしております。また、路網の整備にあたっては、林道から作業道等にシフトしつつ、効率的施業に必要な路網整備を推進することとしています。

平成24年度に集約化施業に全面的に切り換えていくためには、これまでの取組を加速化させていかなければなりません。そこで、まずは集約化への取組を進めるための環境を整える必要があります。森林簿のデータや路網の計画等の基礎情報の収集・更新、森林施業プランナーを補助する者や路網開設の技術者の育成といった新たな担い手の雇用が必要となります。このため、各都道府県において厚生労働省の基金事業（「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」）を積極的に活用し、施業の集約化の加速化と、これを通じた雇用の創出に取り組まれるようお願いいたします。また、実際に施業の集約化に取り組む林業事業者等に対しても、今後の施策の方向について周知を図り、これらの取組が推進されるよう御協力をお願いいたします。

林業関係における緊急雇用対策の取組については、施業の集約化、路網整備の推進のほか、地域材の地産地消の活用、林業研究グループの活動の補助的業務に従事しつつ行う研修・訓練等、別添1により取り組むこととしており、個々の事業による具体的取組については、それぞれの事業担当から通知の発出等を予定しているところです。

なお、10月23日に政府で決定された「緊急雇用対策」においては、農林水産分野における緊急雇用創出について、厚生労働省の「基金事業」を活用することとしており、別添2により農林水産省農村振興局から事務連絡が発出されておりますが、厚生労働省からの各都道府県知事宛通知においては、基金事業の早期実施の配慮、農林分野における事業計画の優先的採択についても要請しているところであり、林業分野での雇用創出について、関係部局とも十分連携の上、早急に取り組を進められるようお願いいたします。

「林業」による雇用創出目標達成に向けた取組

I 具体的取組内容

- (1) 厚生労働省の基金事業（「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」）の農林分野における積極的な活用に向けた都道府県宛通知を発出予定。（省全体の取組：11月上旬）
- (2) 林野庁及び都道府県担当者が集まる、施業の集約化、路網整備の推進、木材関係に係るブロック会議等において、緊急雇用対策の説明をし、厚生労働省の基金事業の活用の推進について依頼予定。（11月～）
- (3) 都道府県メーリングリストを活用し、今後の林野庁の施策方針（施業の集約化と路網整備の推進等）の説明及び緊急雇用対策への取組依頼予定。（11月中旬）
- (4) 全国森林組合連合会、全国林業研究グループ連絡協議会等の中央関係団体に対し、緊急雇用対策の説明会を実施。厚生労働省の基金事業の活用の推進について依頼予定。（11月～）

II 緊急雇用対策の実施状況についてのフォローアップ

- (1) 林業分野における厚生労働省基金事業（「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」）の活用状況を都道府県から収集し、また、その情報を都道府県にフィードバックして更なる活用を進める。
- (2) 林業分野における厚生労働省基金事業（「緊急人材育成支援事業」）の活用状況を厚生労働省から入手し、その情報を都道府県に提供して、都道府県内での活用の働きかけを依頼。
- (3) 「森林整備加速化・林業再生事業」における人材養成に向けた研修の実施状況を都道府県から把握し、それを踏まえた指導を実施。
- (4) 林業における求人数と新規就業者数状況調査（各都道府県労働力の確保支援センター依頼）を実施し、全体の取組分析・対応を進める。

III 個々の事業による取組のスケジュール

別紙のとおり。

(別紙)

1 都道府県に対する取組（集約化施業の推進に向けた森林施業プランナー補、路網整備、森林情報の整備、地域材の地産地消に係る取組推進）

[2021年11月～12月]

- ・ 地域ブロック会議の場を活用し、厚生労働省の基金事業の趣旨、森林施業プランナーの補助を行う人材を育成するための訓練、路網整備の推進、地域材の地産地消の活用例などについて説明を行うとともに、基金の活用について協力を要請。
- ・ 都道府県のメーリングリストを活用し、担当課から各都道府県あてに、今後の林野庁の施策方針説明、雇用対策への取組依頼のメールを発送した上で、担当者レベルでも事業実施を要請。
- ・ 各都道府県の森林計画担当者あてに、厚生労働省の基金事業等を活用した森林情報の整備の取組事例を示しつつ、積極的な取組を要請するとともに、雇用見込みの概数を把握。

[2022年1月]

- ・ 路網整備関係の担当課長会議において、集約化の取組と合わせて、路網計画づくり等への取組への指導を実施。また、会議終了後、各県から取組状況の聞き取りを行い、更なる取組の実施について協力を要請。

[2022年2月～3月]

- ・ 全都道府県を対象に行う路網整備関係の次年度事業のヒアリングに合わせて厚生労働省の基金事業等の取組についての聞き取りを行い、取組状況を把握。
- ・ 全都道府県の森林計画担当者を対象とした会議を開催し、森林情報の整備の取組について聞き取りを行い、取組状況を把握。

2 関係団体に対する取組

① 森林組合系統に対する取組

[2021年11月～12月]

- ・ 厚生労働省との中央説明会の実施
- ・ 全国森林組合連合会事業担当課長等に対して、厚生労働省の基金事業の制度、活用例などについて説明を行うとともに、森林組合系統への周知及び協力について要請。

また、森林組合系統での利用見込みについて調査を行い、それをもとに基金の活用について目標を設定。

- ・ 都道府県森林組合連合会の事業担当課長等に対して、地域ブロック協議会の場を活用して、厚生労働省の基金事業の制度、活用例などについて説明。

[22年1月～3月]

- ・ 森林組合系統に対して厚生労働省の基金事業の実施状況について調査。全国森林組合連合会を通じて、実績が少ない地域への協力要請を検討。

② 林業研究グループに係る取組

[21年11月]

- ・ 厚生労働省との中央説明会の実施
- ・ 林業研究グループに対して、厚生労働省の基金事業の制度周知、協力の呼びかけ（国→中央団体→下部）。全国林業研究グループ連絡協議会から、基金の制度や活用例、様式記載例等を提示し、助言

[21年12月～3月]

- ・ 林業研究グループ連絡協議会による指導・助言

③ 木材産業関係団体、(財)日本木材総合情報センターに対する取組

[21年11月～12月]

- ・ 厚生労働省との中央説明会の実施
- ・ 厚生労働省の基金事業の制度、活用例などについて説明を行うとともに、会員団体及びサンキューグリーンスタイルマーク登録企業・団体への周知及び協力について要請。
- ・ 地域材の地産地消の取組について、全国木材組合連合会を通じ、地域の木材産業関係者に対して、森林組合、林業研究グループ、消費者団体、NPO等とも連携して取り組むよう働きかけ。

また、各地域の取組関係者からの要請等に応じ、林野庁及び(財)日本木材総合情報センターから、個々の要請内容を踏まえ、サンキューグリーンスタイルマーク登録企業・団体を適宜紹介。

[22年1月～3月]

- ・ 厚生労働省の基金事業の実施状況について調査。全国木材組合連合会を通じて、実績が少ない地域への協力要請を検討。

(別添2)

平成21年11月4日

各都道府県農林水産担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村計画課長

厚生労働省の基金事業を活用した農林水産分野での緊急雇用創出について

平素から農林水産政策の推進につきまして格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る10月23日に政府の「緊急雇用対策」が取りまとめられたところです。同対策では、厚生労働省の基金事業（以下「基金事業」という。）のうち緊急雇用創出事業の前倒し執行を都道府県に要請することとしており、既に貴都道府県知事に別紙のとおり要請がなされております。また、同対策の中で農林水産分野においては、基金事業を活用し、農林水産分野における雇用創出・就業促進の積極的展開、農山漁村の6次産業化、森林・林業の再生等を進めることとされております。

なお、本対策の実施については、至急の対応が求められているものの、農林水産担当部局には雇用対策の重要なツールである基金事業についての情報が必ずしも十分に伝わっていないことが懸念されますので、当方にて基金事業の運用改善の概要や運用についてのQ&A、農林水産分野での活用例を取りまとめましたところ、御参考までに情報提供させていただきます。

今後、貴都道府県において基金事業の前倒し執行に係る補正予算の検討が行われることとなった場合には、本資料を御活用頂き、農林水産分野での緊急雇用創出のため、労働担当部局とも十分な連携の下で御対応頂きますよう、よろしくお願いいたします。

連絡先：農林水産省農村計画課 泰幸
課長補佐 來島 弘
係長 浅野

(電話) 03-3502-6001(直通)

(FAX) 03-3501-9580

(E-mail) hiroyuki_asano@nm.maff.go.jp

緊急雇用創出事業の前倒し執行及び『「働きながら
資格をとる」介護雇用プログラム』の積極推進について
～12月の都道府県議会における補正予算での対応のお願い～

雇用対策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成21年10月23日、政府の緊急雇用対策本部（本部長：内閣総理大臣、事務局長：細川厚生労働副大臣）において、「緊急雇用対策」が策定されました。今回の対策は、現下の厳しい雇用失業情勢の中で、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、急がれる対策を早急に実施するものです。

本対策の中で、成長分野における雇用促進のため、「緊急雇用創造プログラム」として、「介護雇用創造」、「グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造」、「地域社会雇用創造」の3つの重点分野における雇用プログラムの推進等に取り組むこととしております。

これらの対策の推進のためには、緊急雇用創出事業の活用など都道府県のご協力が大変重要となっております。各都道府県におかれましても、本対策の趣旨にご理解いただき、特に以下の点につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一 「緊急雇用創造プログラム」の一環として、雇用情勢に機動的に対応し、雇用創出の拡大を図るために、都道府県における雇用対策の重要ツールとしてご活用いただいている緊急雇用創出事業の前倒し執行をお願いすることといたしました。併せて、円滑な前倒し執行のために、雇用期間や事業実施要件についての要件緩和を行ったところです。

各都道府県では、既に、後年度を含めた事業計画を策定していただいているところですが、今般の事業をできる限り早く開始できるよう、12月議

会での補正予算の手続き等の早期実施にご配慮をお願いします。その際には、介護、農林、環境、観光等の分野にかかる事業計画を優先的に採択するとともに、後年度に予定している事業計画のうち、早期実施が可能なものについて、前倒して今年度内に開始していただきますよう、宜しく願い申し上げます。

二 また、今回の対策に盛り込まれた『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』は、厳しい状況が続く中でも、求人ニーズの高い介護分野において、養成機関の受講料を事業費の対象とするとともに、受講時間も労働時間として給与支払の対象とし、働きながら介護資格を取得するというものです。

このプログラムは、介護分野の人材の育成・確保に大きく資するものであり、また、介護事業者、求職者双方、さらに地域にとってメリットの大きいものであると考えています。

本プログラムは、上記一の前倒しも含め、緊急雇用創出事業を活用して実施するものであり、都道府県に対して新たな財政負担をお願いするものではありません。また、事業計画の円滑な立案とともに、事業の実施をお願いする介護事業者の方々にご負担をかけることなく実施できるようにすべく、養成機関の受講料等を事業費の対象とするための要件の緩和も行うこととしました。

各知事におかれては、何卒、こうしたメリットや趣旨にご理解を賜り、今年度内にできる限り早く本プログラムに基づく事業を開始できるよう、御配慮を宜しく願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

平成21年10月29日

副総理 菅 直人

(緊急雇用対策本部長代行)

厚生労働副大臣 細川 律夫

(緊急雇用対策本部事務局長)

「緊急雇用対策」における厚生労働省基金事業の運用改善等について

「緊急雇用対策」に基づき実施される既存施策の運用改善等の措置について、特に農林水産分野における事業実施に関わりの深いものは以下のとおりです。

1 「緊急雇用創出事業」の要件緩和

- (1) 現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能にしているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする。
- (2) 事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和する。

2 「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする。

3 「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請する。

これらの措置により、「緊急雇用創出事業」においては資金の用途の多様化や契約期間の長期化による安定的な人材確保、人材の高度化、長期間の調査実施や調査に習熟した作業員の確保等が図られるとともに、「ふるさと雇用再生特別基金事業」においては、収益事業に取り組みやすくなることにより、より多様なビジネスモデルによる雇用創出等の効果が見込まれます。

農林水産分野での活用のための厚生労働省基金事業についてのQ & A

(緊急人材育成・就職支援基金)

Q 1 緊急人材育成・就職支援基金のうちの緊急人材育成支援事業及び中小企業等雇用創出支援事業を活用する場合、離職予定者、自己都合退職者等解雇されていない従業員が農林水産業への就業を希望する場合には、これらの事業の給付を受けることが可能でしょうか。

A

- ① 緊急人材育成支援事業では、訓練・生活支援給付の受給に、離職理由による制限はありません。また、現在在職中の方であっても、新たな就職を目指し公共職業安定所に求職登録を行い職業訓練の受講が適当であると判断された場合は、給付対象となる可能性があるため、厚生労働省職業能力開発局能力開発課(※)にご相談ください。(※訓練受講生よりご相談いただく場合は、公共職業安定所にご相談ください。)
- ② 中小企業等雇用創出支援事業では、自己都合離職者や在職者でも、支給要件を満たす限り、本事業の助成対象となります。

Q 2 農林水産省の補助事業により、森林整備を行っている事業体が、OJT研修を実施する場合に実習型雇用支援事業を活用することは可能でしょうか。

A

農林水産省の補助事業により森林整備を行っている事業体であっても、公共職業安定所の紹介により、新たに労働者を実習型雇用で雇い入れ、実習等を実施する場合、実習型雇用支援事業の活用は可能であると考えます。なお、実習型雇用支援事業は、他の雇入れや訓練に対する助成措置との併給が不可とされており、このような助成金等を受給している場合には、各事業の問い合わせ先へご相談下さい。

(雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金)

Q 3 農業など成長分野への事業多角化により、余剰人員を配置換えする場合、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の給付を受けることは可能でしょうか。

A

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業、教育訓練等を実施した場合、当該休業等に係る費用(休業手当又は賃金)に相当する額の一部を助成する制度です。

従って、事業主が農業など成長分野に新規参入する場合に、単に事業を縮小する分野から新しい事業分野へ労働者を配置転換するだけでは本助成金の対象とはなりません。経済上の理由により事業活動が縮小した事業主が、新しい事業分野に配置する労働者に当該事業分野(農業等)に関する教育訓練を行う場合は、支給要件を満たす限り、本助成金の支給対象となります。

農林水産分野での緊急雇用創出のための厚生労働省の基金事業の活用例

(緊急雇用創出事業)

◆概要

- ・厚生労働省が都道府県に基金を造成。
 - ・地方公共団体が民間企業等に事業委託等を行い、求職者に対し、一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援

◆事業委託対象者

- ・民間企業、NPO 法人、その他の法人等

(活用例)

○農林水産分野での雇用創出・就業促進

- ・鳥獣害の防止を図るため、求職者を雇用して、鳥獣の出没状況の調査や出没地域のパトロールを行う事業
- ・求職者を雇用して、森林の境界・所有者・施業履歴等の情報整備、林道の点検パトロール、路肩・法面の草刈、支障木の除去等を行う事業
- ・求職者を雇用して、漁港台帳、海岸保全区域台帳及び沿岸漁場整備開発事業台帳の書類整理、データの入力を行う事業
- ・求職者を雇用して、外食・中食における消費者の購買行動の調査を行う事業
- ・農家の経営力強化を図るため、求職者を雇用して、農家への経営診断や土壌診断等の調査を行う事業

○耕作放棄地の再生利用

- ・耕作放棄地を再生利用する取組として、求職者を雇用して、荒廃状況に係る現地調査及びデータ整理、草刈り・伐根・土づくりなどの農地再生作業、再生農地での作付け等を行う事業

(ふるさと雇用再生特別基金)

◆概要

- ・厚生労働省が都道府県に基金を造成。
 - ・地方公共団体が民間企業等に事業委託を行い、求職者に対し、安定的・継続的な雇用機会の創出を図る。

◆事業委託対象者

- ・民間企業、NPO 法人、その他の法人等

(活用例)

○耕作放棄地の再生利用

- ・耕作放棄地を再生利用する取組として、求職者を雇用して、土地所有者と引き受け手のマッチング、再生利用計画の策定、営農指導、販路開拓、再生農地の継続的利用の実証等を行う事業

○農山漁村の6次産業化

- ・農産物直売所（仮設型を含む）の開設時における企画・調整・販売等を行うため、求職者を雇用して行う事業
- ・地域ブランドの開発や販路開拓を実施するため、求職者を地域ブランド事業の専門員として雇用し行う事業
- ・求職者を雇用して、農林水産業と商業、工業等の産業間連携による新商品の開発、販路開拓等を実施する事業
- ・地域における外食事業者等が、地産地消や食品リサイクルの取組を行うため、求職者を雇用して行う事業
- ・求職者を雇用して、高齢化社会に対応した外食・中食メニューの開発や、原材料の調達、提供方法の改善を行う事業
- ・農山漁村地域における条件不利地域への弁当・総菜等の宅配サービスを行うため求職者を雇用して行う事業

(緊急人材育成・就職支援基金)

◆概要

- 厚生労働省が中央職業能力開発協会に基金を造成。雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）等に対する新たなセーフティネットとして、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施

◆基金訓練の実施機関

- 専修学校、各種学校、NPO 法人、農林水産業の団体等

(活用例)

○農林水産分野での雇用創出・就業促進

- 専修学校、農林水産業の団体等が、農林水産分野の基金訓練を実施。
- 森林整備の計画やコスト分析などを行って、地域の森林を集約化して整備を行う「施業プランナー」がいる林業事業体が、施業プランナー育成のための基金訓練を実施。
- 林業事業体が、職を失った建設業従事者などの求職者を対象に、道の設計図の作成技術等を身につけさせる基金訓練を実施。
- 製材業者などが、木材を使った家具や木工品の製品開発、加工技術等（設計図の作成などを含む）に係る技術を身につけさせる基金訓練を実施。

基金訓練の実施機関に対しては、訓練機関、受講者数等に応じて、一定の要件の下、訓練奨励金や新規訓練設定奨励金を支給。
雇用保険を受給できない者が、ハローワークの受講勧奨により基金訓練を受講している場合、一定の要件の下、訓練・生活支援給付を支給。

(雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金)

◆概要

- 経済上の理由により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、その雇用する労働者について休業又は教育訓練等を行うことにより雇用調整を行う事業主に対して助成及び援助を行うもの。

◆対象事業主

- 雇用保険の適用事業所の事業主であって、生産量（額）、販売量（額）又は売上高等事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少（経常損益が赤字の中小企業の場合は5%未満の減少でも可能）している事業所の事業主等

(活用例)

○耕作放棄地を再生利用し農業参入する建設企業への支援

- 耕作放棄地を再生利用し農業参入するため、建設企業が社員に教育訓練を行う場合に、新分野（農業）進出に係る事業内容に関し、社員を対象として実施する教育訓練（市場に出回る農作物を生産する農作業を行う場合は対象外）に際して、賃金に相当する額の2/3と教育訓練費4,000円を支給。（雇用調整助成金の場合。中小企業緊急雇用安定助成金は4/5で教育訓練費は6,000円。ただし、賃金助成部分は1人1日当たり雇用保険基本日額の最高額（平成21年8月1日時点で7,685円）が限度）。

